



平成30年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 東京都千代田区永田町二丁目11番 1 号
アルコニックス株式会社
代表者名 代表取締役社長 正木 英逸
(コード：3036 東証第一部)
問合せ先 取締役専務執行役員 手代木 洋
経営企画本部長
TEL 03-3596-7400

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 15 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について、平成 30 年 6 月 20 日開催予定の第 37 回定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

取締役会の招集権者および議長の定めについて、取締役会運営の柔軟性を確保するとともに最適かつ機動的な経営体制の構築を目的として、「取締役社長」から「法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役」に変更します。

また、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、現行定款第 30 条（損害賠償責任の一部免除）の一部を変更するものであります。なお、取締役の責任限定契約にかかる定款変更については、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条～第 21 条 (条文省略) (取締役会) 第 22 条 取締役会は、 <u>取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。	第 1 条～第 21 条 (現行通り) (取締役会) 第 22 条 取締役会は、 <u>法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役</u> が招集し、その議長となる。 <u>当該取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。
第 23 条～第 29 条 (条文省略)	第 23 条～第 29 条 (現行通り)

現行定款	変更案
<p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役及び社外監査役</u>との間に当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額はあらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第34条（条文省略）</p>	<p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第30条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、取締役（<u>業務執行取締役等</u>であるものを除く。）及び監査役との間に当社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額はあらかじめ定められた金額又は法令が定める金額のいずれか高い額とする。</p> <p>第31条～第34条（条文省略）</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成30年6月20日(水曜日)
定款変更の効力発生日 平成30年6月20日(水曜日)

以 上